

(仮称) 長野市子どもの権利を守る条例 構成案

※四角で囲まれた数字は、資料 08 のスライド番号に対応

※あくまでも試案であるため、今後の協議や文言の整理等により変更される。

前文 2

長野市の子どもの権利や条例制定への思い

共通の認識

目的 3

子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現

定義 3、4

子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者

基本理念 5、6

- ①子どもの最善の利益、②子どもの意見の尊重、③差別の禁止、
④生命・生存および発達に対する権利、⑤関係機関との連携

大人の役割 7、8、9

市

保護者

市民

育ち学
ぶ施設

地域

事業者

条例を実行する具体的な取組

意見表明 10

子どもの居場所づくり 11

子どもの育ちへの支援 11

安心・安全な環境づくり 11

プライバシーの保護 12

子育て家庭への支援 12

虐待、いじめ、差別等への取組 13

相談・救済 14

子どもオンブズパーソン 15～22

条例を実行するための仕組み

国、県、地域、関係機関等との連携 23

子どもに関する計画の策定 24

広報・啓発 24

財政上の措置 24